

令和6年度貝塚市介護保険事業特別会計予算

令和6年度貝塚市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,122,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 保険料		1,567,519
	1. 介護保険料	1,567,519
2. 使用料及び手数料		3
	1. 手数料	3
3. 国庫支出金		1,919,035
	1. 国庫負担金	1,455,806
	2. 国庫補助金	463,229
4. 支払基金交付金		2,131,543
	1. 支払基金交付金	2,131,543
5. 府支出金		1,071,215
	1. 府負担金	1,040,723
	2. 府補助金	30,492
6. 繰入金		1,430,119
	1. 一般会計繰入金	1,261,989
	2. 基金繰入金	168,130
7. 繰越金		3,100
	1. 繰越金	3,100
8. 諸収入		276
	1. 延滞金加算金及び過料	30
	2. 雑入	246
歳 入 合 計		8,122,810

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 総務費		168,397
	1. 総務管理費	53,021
	2. 徴収費	20,137
	3. 介護認定審査会費	94,951
	4. 推進委員会費	288
2. 保険給付費		7,681,632
	1. 介護サービス等諸費	7,187,684
	2. 介護予防サービス等諸費	175,025
	3. その他諸費	7,291
	4. 高額介護サービス等費	178,111
	5. 高額医療合算介護サービス等費	27,280
3. 地域支援事業費		106,241
		225,581
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	156,400
	2. 一般介護予防事業費	38,336
	3. 包括的支援事業・任意事業費	30,185
4. 基金積立金		660
	4. その他諸費	100
5. 公債費		100
	1. 基金積立金	2,000
6. 諸支出金		2,000
		40,100
	1. 償還金及び還付加算金	3,100
7. 予備費		37,000
	2. 繰出金	5,000
7. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
歳 出 合 計		8,122,810

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
貝塚市高齢者紙おむつ支給事業	令和6年度 ） 令和7年度	21,120千円